

【労務】令和2年度の過重労働の重点監督 約75%の事業場で労働基準関係法令違反

厚生労働省から、「令和2年度11月「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果」が公表されました。平成31年4月1日から、長時間労働の抑制を図るため、時間外労働の上限（※）を設けるなどの労働基準法の改正を始めとする働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）が順次施行されています。

この重点監督は、長時間の過重労働による過労死等に関する労災請求のあった事業場や若者の「使い捨て」が疑われる事業場などを含め、労働基準関係法令の違反が疑われる事業場に対して集中的に実施されたものです。今回公表されたのは、令和2年11月に9,120事業場に対して実施された重点監督の結果です。その結果、6,553事業場（全体の71.9%）〔前改は全体の75.3%〕で労働基準関係法令違反が認められたということです。前回の重点監督（令和元年11月に実施）よりも、若干、違反率が下がったようですが、未だに高い水準にあり、厚生労働省では、今後も、長時間労働の是正に向けた取組を積極的に行っていくとしています。

（※）施行に当たっては、経過措置が設けられており、時間外労働の上限規制に関する規定の中小企業等への適用は、原則として、令和2年4月1日から施行されています。

■主な法違反とその事業場数・割合

1. 違法な時間外労働があったもの：2,807事業場（30.8%）
うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が
月80時間を超えるもの：640事業場（22.8%）
うち、月100時間を超えるもの：341事業場（12.1%）
うち、月150時間を超えるもの：59事業場（2.1%）
うち、月200時間を超えるもの：10事業場（0.4%）

2. 賃金不払残業があったもの：478事業場（5.2%）

3. 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの：1,829事業場（20.1%）



また、監督指導を実施した事業場のうち、3,046事業場（全体の33.4%）に対して、長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導等の過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導し、1,528事業場（全体の16.8%）に対して、労働時間の把握が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に適合するよう指導したということです。

表1 監督指導実施事業場数

	監督指導実施事業場数 (注1)	労働基準関係法令違反があった事業場数 (注2)	主な違反事項別事業場数			
			労働時間 (注3)	賃金不払残業 (注4)	健康障害防止措置 (注5)	
合計	9,120 (100.0%)	6,553 (71.9%)	2,807 (30.8%)	478 (5.2%)	1,829 (20.1%)	
主な業種	製造業	2,011 (22.1%)	1,497 (74.4%)	649	104	321
	建設業	701 (7.7%)	497 (70.9%)	255	38	125
	運輸交通業	405 (4.4%)	322 (79.5%)	185	16	63
	商業	2,321 (25.4%)	1,634 (70.4%)	654	121	566
	接客娯楽業	736 (8.1%)	570 (77.4%)	257	49	220
	その他の事業 (注6)	1,086 (11.9%)	690 (63.5%)	279	42	165

(注1) 主な業種を計上しているため、合計数とは一致しない。

(注2) カッコ内は、監督指導実施事業場数に対する割合である。

(注3) 労働基準法第32条違反〔36協定なく時間外労働を行わせていること、36協定が無効なこと又は36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせていることにより違法な時間外労働があったもの。〕、労働基準法第36条第6項違反（時間外労働の上限規制）等の件数を計上している。

(注4) 労働基準法第37条違反〔割増賃金〕のうち、賃金不払残業の件数を計上している〔計算誤り等は含まない。〕。

(注5) 労働安全衛生法第18条違反〔衛生委員会を設置していないもの等。〕、労働安全衛生法第66条違反〔健康診断を行っていないもの。〕、労働安全衛生法第66条の8違反〔1月当たり80時間を超える時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。〕、労働安全衛生法第66条の8の3違反〔客観的な方法その他の適切な方法により労働時間の状況を把握していないもの。〕等の件数を計上している。

(注6) 「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

表2 事業場規模別の監督指導実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
9,120	2,592 (28.4%)	3,694 (40.5%)	1,247 (13.7%)	712 (7.8%)	622 (6.8%)	253 (2.8%)

表3 企業規模別の監督指導実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
9,120	1,254 (13.8%)	2,175 (23.8%)	891 (9.8%)	885 (9.7%)	1,151 (12.6%)	2,764 (30.3%)

参照ホームページ [厚生労働省]

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18389.html